独立役員届出書

1 其木情報

_										
	会社名		住友林業株		コード	1911				
	提出日		2023/2/28	異動(予定)日		2023/3/30				
	独立役員届出 提出理由	義案が附	対議されるため)。						
	☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

<u> </u>	2. 松立文章 社が文章の松立任に関する事項																	
番号	特号 氏名 社外取締行 社外監査	社外取締役/	独立役員	役員の属性(※2・3)									異動内容	本人の				
田力		社外監査役		а	b	С	d	е	f	þ	h	i	j	k	-	該当なし	大利的合	同意
1	山下 泉	社外取締役	0													0		有
2	栗原 美津枝	社外取締役	0										Δ					有
3	豊田 祐子	社外取締役	0													0	新任	有
4	皆川 芳嗣	社外監査役	0													0		有
5	鐵 義正	社外監査役	0										Δ					有
6	松尾 眞	社外監査役	0													0		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u> 独立役員の禹任・選任理田の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		山下氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断しています。 また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えています。
	当社は、栗原氏が過去に所属していた株式会社日本政策投資銀行から借入がありますが、当社借入額は、当社連結総資産の0.1%以下であり、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	栗原氏は、金融分野における高い見識及び豊富な経験に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断しています。また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えています。
3		豊田氏は、弁護士として企業法務の実務に精通しており、当該経験及び見識に基づき当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たすことができるものと判断しています。 また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えています。
4		皆川氏は、林野行政を始めとした農林水産分野における豊富な経験と高い見識を当社の監査業務に活かしているものと判断しています。また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えています。
	が、2011年6月に同法人を退職されており、また、公認会計士として独	鐵氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、これらの知識及び経験を当社の監査業務に活かしているものと判断しています。 また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えています。
6		松尾氏は、弁護士として企業法務の実務に精通しており、専門的見地から監査業務を 適切に遂行しているものと判断しています。 また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、 当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十 分な独立性が確保されているものと考えています。

<u>4. 補足説明</u>

【当社の独立性基準】

- 以下の基準のいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断する。
- 1. 会社の業務執行者
- 当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人(以下「業務執行者」) 2. コンサルタント等
- (2)弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、
- (1)当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
- 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者 (3)法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、
- 当社又は当社の子会社を主要な(過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを 当社又は当社の子会社から受けた)取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員
- 3. 大株主(被所有) 当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者(法人の場合はその業務執行者)
- 4. 大株主(所有)
- 総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者
- (1)販売先(主要な取引先):当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者(法人の場合はその業務執行者)
- (2)仕入先(当社を主要な取引先とする者):当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者(法人の場合はその業務執行者)
- 6. 借入先 当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先(法人の場合はその業務執行者) 7. 寄附先
- 当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者
- 8. 親族

(法人の場合はその業務執行者)

- 本基準において独立性を否定される者(重要でない者(※)を除く)の配偶者又は二親等以内の親族 9. 過去要件
- 1. については過去10年間、2. ないし7. については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者 10. 社外役員の相互就任関係
- 当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役 ※重要でない者とは、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおりとする。
- ・各会社については、業務執行取締役、執行役員、支配人及び部長クラスの従業員以外の者をいう。 ・法律事務所又は監査法人等のアドバイザリーファームについては、ファームの社員、パートナー及びアソシエイト以外の者をいう。
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合) c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- |. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。